



平成23年12月14日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮澤 一 洋  
(JASDAQ・コード2428)  
問 合 せ 先  
役 職・氏 名 取締役管理部長 猪飼 俊 哉  
電 話 03-3580-0199

**当社連結子会社（株式会社ナノ・メディア）元取締役による  
過年度における会社資金の不正支出に関するお知らせ**

この度、当社連結子会社株式会社ナノ・メディアの元取締役による、過年度における会社資金の不正支出行為が判明し、添付資料のとおり公表いたしましたので、お知らせいたします。

以 上



平成 23 年 12 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ナノ・メディア  
代表者名 代表取締役社長 星野 洋  
(コード番号：3783 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 石井 知紀  
( TEL. 03-5770-5641)

## 過年度における会社資金の不正支出について

この度、当社の元取締役による不正支出（架空発注等）が判明いたしました。外部の専門家（弁護士事務所）の協力を受けた当社の内部調査の結果、全容解明および再発防止策に関する調査結果が報告されましたので、お知らせいたします。

株主・取引先の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 不正支出の判明した経緯と概要

当社に対して、平成 23 年 8 月 1 日から 10 月 11 日にかけて東京国税局により行われた調査の結果、平成 17 年 5 月 31 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間において、元取締役が主導又は決裁して発注した外注費の支払いについて、その一部について実体のない不正な支出であるとの指摘がなされました。

そのため、外部の専門家（弁護士）の協力を受けながら内部調査委員会において調査した結果、当該不正支出は平成 17 年 5 月 31 日から平成 20 年 10 月 31 日までに行われ、その総額は、30,975,000 円であることが判明しました。

#### 2 内部調査の内容と結果

当該内部調査については、元取締役による不正支出であったことから、平成 23 年 10 月 17 日開催の取締役会決議により、当社代表取締役星野洋を委員長とし、当時の当社取締役会と無関係である現在の当社社外役員を中心に据えて設置された内部調査委員会（他に、社外取締役 1 名、社外監査役 2 名および常勤監査役 1 名）が、外部の専門家の協力を得て、①当該不正支出に関する書類等の精査、②元取締役を含めた当時の常勤の取締役会構成メンバーに対するヒアリングを中心として行いました。

平成 23 年 10 月 18 日から平成 23 年 12 月 12 日まで行われた当該内部調査の結果、当該不正支出は、東京国税局の指摘どおり、元取締役が主導又は決裁して発注した外注費の支払いについて、その一部について実体のない不正な支出をしたものであり、当該不正支出相当金額は、当該不正支出先を通じて、元取締役に還流していたことが判明いたしました。

なお、当該内部調査の結果、過去または現在において、他にも当該不正支出と類似の行為が行われた可能性については極めて低いものと認められ、当該見解は、東京国税局の調査結果とも合致するため、当該不正支出の総額は、30,975,000円であると判断いたしました。

### 3 当該不正支出の原因と再発防止策について

当該内部調査において、当該不正支出の主な原因として、①取締役会の「決裁機関」としての機能が不十分であったこと、②稟議書制度の運用の徹底が不十分であったこと、③取引先の選定及び取引条件の決定について適正な手続が担保されていなかったこと、等が挙げられております。

そこで、当社は、当該内部調査の結果および外部の専門家の協力を得て当該内部調査委員会によりなされた当社取締役会への提言を踏まえて、①取締役会の「決裁機関」としての機能強化、②稟議書制度の運用の厳格化・徹底、③取引先の選定及び取引条件の決定の透明化、④社内教育の充実、⑤内部監査の工夫、等を通じて、実体のない不正な支出の再発防止を図ってまいります。

### 4 過年度の連結財務諸表及び財務諸表（個別）への影響

当該不正支出による損害金相当額につきましては、既に過年度決算等において費用計上されており、過年度決算等に与える本件の影響は軽微であると判断しておりますが、訂正が必要と判断される場合には、速やかに公表いたします。

### 5 今後の対応

元役員については、民事上の損害賠償請求を行い、損害の回復に努めてまいります。

以上